

## 四国山地における蜂須賀氏入部反対運動

丸山 幸彦

### はじめに―問題の所在

天正十三年（一五八五）の蜂須賀氏入部に対する反対運動については、阿波国百姓一揆についての研究の先駆けをなした桑田美信氏がその著『阿波国百姓一揆』で「天正度仁宇・大粟・祖谷山一揆」という項目をたて、つぎのように整理しているのが研究の出発点になっている。①天正十三年八月に那賀（仁宇谷）・名西（大粟山）・美馬（祖谷山）の山間部豪族が反乱を起こした。②藩主家政は仁宇谷と祖谷山に使を派遣したが、いづれも抵抗され殺害された。③後に北（喜多）六郎三郎が祖谷山の土民を説服し、木屋平（美馬郡種野山）の松家長大夫が名西郡上山村（大粟山）の反民を鎮め、山田宗重が仁宇谷を平定した。④た

だ、祖谷山のみ抵抗がつづき六年間に及んだが、天正十八年（一五九〇）には平静に帰した。

この説が提出されてから八十年近くたつが、この間この説にたいする批判的な検討は管見の限りではなされておらず、定説として定着している。二〇〇〇年代に入り『大日本史料』第十一編之二十が公刊され、天正十三年九月二日「是ヨリ先、蜂須賀家政、阿波ニ入ル、是日、国内ノ土寇ノ平定ニ奔走セシ森正則・伊澤頼綱等ノ功ヲ褒ス」の項に關係史料が整理されているので、<sup>②</sup>あらためてこれにもとづき桑田説をみなおしてみたい。

この項におさめられた史料は基本的には二つのグループに区分される。第一のグループは仁宇谷・大粟山・種野山での反対運動にかかわる由緒書・系図類である。このうち

仁宇谷（現那賀郡鷲敷町・相生町など）にかかわっては「湯浅先祖相伝次第之事」（木頭村湯浅氏蔵）、「仁宇先祖相続

次第之事」（仁宇村柏木氏蔵）、などが収められており、「仁宇谷之民不服者」「仁宇谷溢者一党」が蜂須賀氏に抵抗し、それへの鎮圧行動に参加したとしている。また仁宇谷に隣接する大粟山（現名西郡神山町）と種野山（現麻植郡美郷村・美馬郡木屋平村）については、「伊澤文三郎系図」が収められており、天正十三年八月国中の仕置きのために目付として兼松惣左衛門・久代市兵衛・黒部兵蔵が仰付けられ、見分していたところ、仁宇山・大粟山の者が一揆を企て、大粟山で兼松惣左衛門が殺害された、また木屋平も大粟の者と行動をともししたが、三木村（種野山内の村）などは一揆に同心せず、伊澤らと上山村の粟飯原源左衛門も久代・黒部に加担し一揆を追い払い両人を無事徳島に送り届けたとされている。

第二のグループは『蜂須賀家政公阿波国御入国并御家繁昌之事』および『蜂須賀家記』の「瑞雲公」項である。いづれも蜂須賀家由緒書ともいうべきものであるが、仁宇谷・祖谷山の賊が服さなかったので、家政公は梶浦与四郎を仁宇谷に、兼松惣左衛門を祖谷山に遣わしたが、いづれも抵

抗する賊のために殺されたので、家政は援軍を送りそれら逆徒を平定したとする。

さらにこの第一・第二のグループの後に『大日本史料』は「ナホ阿波祖谷山ノ百姓抗拒シ、家政之ヲ鎮ムルコト、其年次ヲ詳ニセズ、姑ク左ニ掲グ」として『祖谷山舊記』（以下『舊記』と略記する）の関連部分を収める。『舊記』は延享元年（一七四四）年に祖谷山政所喜多源治が藩に提出した、中世にさかのぼる喜多家の由緒書であり、『大日本史料』に収められているのは、蜂須賀氏入部直後の動向についての記述、すなわち「私先祖北六郎三郎同安左衛門美馬郡一宇山に罷在、兼而祖谷山案内の儀に御座候へは、悪徒誅罰奉乞請、方便を以、過半降参仕候、…不随族は、或斬捨或搦捕罷出候、…」として蜂須賀氏入部直後、喜多家が蜂須賀氏にしたがわぬ祖谷山豪族を鎮圧し、これが喜多家が祖谷山を専制的に支配する契機なっていることを述べている部分である。

『大日本史料』所収史料のあり方をふまえてみると、桑田説の①・②は第二グループの『蜂須賀家記』の記述をそのままうけいれており、③は『蜂須賀家記』と第一グループの『伊澤文三郎系図』および『舊記』を接合させており、

そして④は『舊記』に天正十八年十二月北六郎三郎が定使に任命されたとあることをもって祖谷山一揆の終末としている。そしてこの桑田説については、つぎの三点が問題点として浮かびあがってくる。

第一点は入部反対運動のなかで重要な位置を占めている祖谷山における動きについて、『舊記』が由緒書として書かれているにもかかわらず、その記述について史料批判をおこなわないままに、その記述に全面的に依拠してしまっている問題である。これは桑田氏以降も同様であり、上記の記述がそのまま事実として使われ続けている。第二点は入部反対運動が長宗我部元親の秀吉への降伏、それにつづく秀吉の四国国分の結果として阿波国に蜂須賀氏の入部がなされたことにたいして起こっていることを見落としている問題である。入部反対運動は阿波一国内の動きとしてのみとらえることはできないのであり、阿波・土佐・讃岐・伊予四国またがる四国山地全域での動きの一環としてとらえる必要がある。第三点は反対運動を近世の百姓一揆の初発としてとらえ、中世からの連続面についての分析がないという問題である。大栗山・種野山・祖谷山・仁宇谷などは平安時代末以来高度な展開をとげてきている中世の山所

領であるという事実にしめされているように、反対運動は中世を通して独自の山の世界として中世村落が豊かに展開してきている場で起こっている。このような中世的な村を拠点に活動する在地豪族の存在を前提にしなければ、この運動は正當に評価できないはずである。

本稿はこの三点から桑田説の見直しをおこなう。その際、第一点について、『舊記』における蜂須賀氏入部に反対する天正祖谷山豪族一揆の記述については、史料批判をぬきにしてはそのままでは使えないということをふまえて、本稿では分析対象からは除外し、祖谷山については『舊記』以外の史料からみるという方法をとる。

## 第一章 反対運動の二つの段階—南家由緒書を中心に—

天正年間の祖谷山について言及がなされているにもかかわらず埋もれてしまっている史料の一つに祖谷山喜多家の本家にあたる一宇山の南(小野寺)家の由緒書がある。『舊記』以外の史料から反対運動をみるという点では興味深い内容をもつので検討する。

史料一

正平七年後村上院御繪旨頂戴仕阿州阿波郡朽田五ヶ庄数代領地仕彼所二住居仕罷在候処、其後小野寺備中守代二至、土州長宗我部元親ト及合戦、朽田ヲ一字山へ引籠罷在候。備中守嫡子小野寺源六二男六郎三郎住居仕罷在候。然所天正十三年乙酉中春、瑞雲院様御入国被為遊、長宗我部所々之出城御追罰被為遊候二付、右軍勢一字山江馳入、…(中略)…夜通二落行候処、右源六並倅八藏、右六郎三郎並倅安右衛門其外一族数多召連出向、山上る大石を穿懸及一戦、…(中略)…

一、美馬郡岩倉山曾江山之住人往古乱々と落籠居申土族共瑞雲院様御入国被為遊候得共、御下知相背御敵対候二付、源六ヲ被召出相鎮候様被為仰付奉畏、第六郎三郎並倅共其余一族召連彼地江立越、方便ヲ以討亡無異儀奉入御手候…

(中略) …

一、美馬郡祖谷山往來名主共…(中略)…瑞雲院様御入国被為遊御召候得共、不奉応御国命奉御敵対候二付、…(中略)…其時源六六郎三郎被為召右悪党等征伐可仕旨被仰付奉畏則一字山二罷在者隣山之儀、兼而案内之事候得者、源六並倅八藏六郎三郎倅安右衛門其外一族数多召連彼地立越

計略ヲ以、過半降参仕七則降人之者共召連罷出持懸名職申与無相違為下置候、不相降族ハ斬捨或ハ擲捕出申候、…(中略) …

一、天正十四丙戌年初冬土州勢不相鎮奉御敵対シ付 瑞雲院様御出陣被遊旨御書被為下并稲田小八郎殿牛田掃部殿も御状ヲ以右御出陣之趣被仰下候上猶亦御人数之御先被仰付奉畏罷越候処、土州勢祖谷山御境目へ出張罷在候二付此時山上方矢先ヲ揃射立候。…(中略)…土州勢不并して引退申候二付、猶亦有瀬口相堅メ居申候所相引可申旨御意二付帰陣仕候、…(後略) …

史料一は天正年間までの部分であるがまとめるとつぎのようになる。

1 小野寺八郎藏人は村上天皇より繪旨を頂戴し、以後阿波郡朽田庄に居住した。小野寺備中守の時代に長宗我部元親と合戦し、一字山に籠もった。

2 天正十三年に蓬庵が入国し元親を追討するが、備中守の嫡男小野寺源六、次男六郎三郎らも一族をひきつれ土佐に敗退する長宗我部を攻撃した。

3 美馬郡岩倉山・曾江山の住人は蜂須賀氏入国に敵対し

た。源六が召し込まれ相鎮るよう仰せ付けられ、弟の六郎三郎や倅を引き連れて討ち滅ぼした。

4 祖谷山の名主は御召に応ぜず、追討の人数を差しむけたが悪党らに抵抗された。この時源六・六郎三郎らに悪党討伐を仰せつけられた。源六は祖谷山の事情に通じていたので、一族を引き連れて彼地にいき、名主らの過半を降参させ、したがない者は切り捨てた。

5 天正十四年初冬、土州勢が鎮まらず敵対するにつき、土州に秋長（蓬庵）様が出陣する旨の御書が下された。稲田小八郎・牛田掃部両人からも出陣の旨を仰せくだされ、源六・八蔵も人数に召された。土州勢は祖谷山境目の山にまで押し寄せてきたが八蔵らはそれをくいとめ、さらに有瀬口をも固めた。

この由緒書のうち1〜4の内容は『舊記』と大枠で同じである。ただし、5で記述されている長宗我部氏との戦いについて『舊記』ではまったくふれられておらず『南家由緒書』のみにあらわれる事項である。しかも、5項の末尾に「右の御書一通、稲田小八郎様の御状一通、牛田掃部様の御返書一通三通あり」とされ関連文書も添付されている。従来の研究史で取りあげられてこなかったものであるが、

まずこの付属の三通についてみておく。

史料二一① 九月二十九日 貞光谷・弥谷宛秋長催状  
急度申遣候、仍近々土佐へ出陣付而、其元之者共彼表案内者也、事候間、□□兵糧相宛可召連候、得其意、早々可致用意候、為其如此候也

九月廿九日 秋長御印判

貞光谷中

弥谷中

史料二一② 九月三十日 南源六・同八蔵宛稲田小八郎書状

態以被参候、無何事夕部には着城候、秋長様も昨頃猪山へ被成御着舟候、就其近々土佐へ御働可被成由に候、其口より御人数被遣候はん条、随分才覚候へ、尚々意に少々談合申儀候間、此者参着次第父子ながら御下地何事も面にて可申入候、と如此候、八蔵ハすく二いの山御見廻二被越候用意可然候、かしこ

稲田小八郎

九 三十日 □□(花押)

南 源六殿  
同 八蔵殿

史料二一③ 十月十日 南源六宛牛田掃部書状

尚尚土佐へ御働之其日は□無之間其御心得可有候、  
先々急可申談候也

預御状候、具拜見候、仍土佐表御働付而、其方もにろう  
□より出候由承候、尤大儀候、尚々我等儀海部へ可參候由  
申上候へ共、是非共山分より罷出候へとの、阿州より□候  
間、大略山分より可參候、左候者我等儀は有瀬□へ可參迄  
存申候、先々洩可申談候、就其御働候其日の儀承候、伊予  
讚岐衆迄相触事候、兩國之衆□□□候、やかて土州へ御働  
可在候、我ちかたより兩國衆之儀へ左右可申上との御□之  
間、御承遣来相定候、海部へも人を付置候間、御左右旨可  
申入候、恐々謹言

牛 掃部

十月十日 □□(花押)

南源六殿 まいる

いずれも欠年文書であり、史料二一①は蜂須賀蓬庵の祖

谷山・一宇山など貞光川流域の山間部土豪への動員命令で  
ある。本文5項でいう秋長公の土州への出陣命令がこれに  
該当する。同②の稲田氏は蜂須賀氏配下の有力武將で美馬  
郡脇城の城代であり、同③の牛田氏は三好郡池田城の城代  
である。二通とも日付からみて同①をうけてだされている  
とみてよく、三通は一連の文書とみなすことができる。

史料三

猶々木頭中召連可罷越候、次其方扣高指遣者也  
急度申遣候、仍而近々土佐へ出勢に付而、其元之者共、  
彼表案内者之事候間、兵粮相宛可召連候、得其意早々可致  
用意候、為其如此候也

九月廿九日 秋長

近藤助左衛門

関連して史料三をみておきたい。『阿波藩民政資料』に「瑞  
雲院様土佐出勢案内書」という題名を付しておさめられて  
いる軍勢催促状である。<sup>8)</sup> 木頭是那賀川上流域の山間部に所  
在し(現海部郡木頭村)、国境をはさんで土佐国香美郡楨

山に接している。同じ近藤家所蔵の近藤家八代孫兵衛の控書に「私先祖五代已前之近藤助左衛門義、土州境目おさえ併諸事改役被為仰付置候処、土州乱国仕に付、蓬庵様為御意彼地御加勢ニ罷越様にと御書被為成下、其上扣高拝領可能被為……在所之者共召連罷越彼地……」とあるが、「土州乱国仕に付」とあるのが上記の動きを指し、近藤家が土佐との国境に出陣したことは後にまで語り伝えられていた。

史料三と史料二①は同一日付であり、内容も「土佐表之出勢(陣)」で共通しており、同時にだされたものとみてまちがいない。しかし、史料三については『民政資料』は「天正十三年歟」と注記しており、史料二①についてはこの三通が『南家由緒書』5項の付属文書として収められていることをみれば、天正十四年のものということになる。両者の間で比定に一年のずれがでてくるが、天正十四年には長宗我部氏は九州での島津氏との戦いに参加しており、国境をめぐる蜂須賀氏と長宗我部氏の間で緊張関係が生ずるとすれば、天正十三年になされている四国国分の段階以外考えられない。つまり『南家由緒書』5項の阿土国境紛争は天正十三年の四国国分にかかわって起こっている紛争であり、史料二の三通はその関連史料とみるべきである。

問題はこの「土佐表」がどこを指すのかであるが、史料二③によると、前半で源六が「にろう口」より出陣したことに付いてその労をねぎらった上で、我々(牛田)は「海部」の方に行くべきであると申しあげたが、「山分」より出撃すべきであるとのことであるので、そのようになろうし、その際は「有瀬口」へいくことになる、と述べている。このうち「にろう」は現高知県物部村上葦生(にろう)を指す。上葦生(藩政時代の葦生郷)は東祖谷山と境を接している山間部地域で、葦生と東祖谷山を結ぶ峠として矢筈峠がある。土佐側からいうと物部村大柄から上葦生川をさかのぼり東祖谷山村阿佐に抜けていく道にある国境の峠であり(徳島県側からは笹越えと呼ばれている)、この峠が「にろう口」である。つぎに「有瀬」は土佐と国境を接する西祖谷山村有瀬をさす。有瀬から高知県大豊町岩原(近世の豊永郷岩原)に抜ける道は古くから阿波と土佐とを結ぶ主要な道路の一つになっている。「山分」は土佐と国境を接する阿波国西部の山間部をさす。

そして「海部」は海部郡を指すが、史料三の軍勢催促状が木頭の近藤氏にあててだされていることに注目したい。木頭と土佐国槇山は四つ足峠で境を接している。『長宗我

部地検帳』に「阿波大塚八傍二峯堂限」とあり、この「峯堂」が現存する四つ足堂であると考えられ、この峠も境の地として紛争の焦点の一つとなっており、それ故に近藤氏が出陣を命ぜられていた可能性が高い<sup>⑩</sup>。

さらに、祖谷山に隣接し同じく土佐に接している山城谷においても入部反対運動が起こっている。史料として存在するのは由緒書と口碑のみであるが、まず大野名大野氏の由緒書『大野素性記』に、「天正十三年家政公御入国の砌、被為召候得共、不奉応御国命、…此時大野左兵衛、御下知に従い罷出、右悪党之内へ方便を以て、人質を取り、降参仕らせ、…」とあり、山城谷の土豪に抵抗され、大野氏が召しだされ一揆対策にあたっている。さらに藩政初期には山城谷の一部になっていた三名村の西宇氏（西宇名）・大黒氏（上名）・藤川氏（下名）も蜂須賀氏入部に際し蜂須賀側に組織された豪族であり、三氏とも由緒書があり、いづれも反対派豪族の切り崩しへの参加が記述されている。それが起こっている年について、『大野素性記』は天正十三年のこととし、大黒氏・藤川氏の由緒は十四年のこととし、西宇氏由緒は触れていない。しかし、このような行動は『大野素性記』がのべているように蜂須賀氏入部直

後にそれへの抵抗として起こったとみるべきであり、『山城谷村史』の著者である近藤辰郎氏が十三年に起こっているとしているのが妥当であろう。

以上、仁宇谷・大栗山・種野山での入部反対行動が沈静化した直後の九〜十月段階に、西部の山城谷と祖谷山、および南部の木頭山など阿土国境沿いの地全域をまきこんで入部反対運動およびそれと密接にかかわった国境紛争が起こっているということがあきらかになった。これは四国山地を舞台にして起こっている反対運動は時間的・地域的に二段階にわけることができるということである。すなわち、第一段階は入部直後からはじまり九月初頭には沈静化をみている仁宇谷・大栗山・種野山での動きであり、第二段階は九月末から十月にかけて顕在化している、阿土国境紛争と一体となって進行している祖谷山・山城谷・木頭山など土佐と直接国境を接する地での動きである。

## 第二章 反対運動の基盤としての中世惣村と一両具足

つぎに入部反対運動が起こっている四国山地という場の特質についてみておきたい。この場の特質として二点をあ



げることができる。その第一点はこの場では中世山村が豊かに展開していることである。第一段階の運動が展開している種野山は鎌倉末期には東山・戸山・三木などおおむね後の藩政村に継承されていく名によつて構成されているが、この種野山について、『大日本史料』に収められている第一段階関係史料のなかに、(天正十三年)九月二日という同一日付の合計三通の藩主感状がふくまれている。このうち住友彦兵衛・住友五郎右衛門・伊澤志摩宛、およびみつき・かし原名主・百姓中宛の二通は「仁宇・大粟百姓共、非儀之働」に対する鎮圧行動に加わつたことへの感状である。このうち「みつき・かし原名主百姓中」あての感状について、「みつき」は三木山、「かし原」は柏原山ともよばれており、いづれも種野山を構成する山(村)であり、系譜的には鎌倉末期の三木名・柏原名に連なる。それと関連して史料四をみておく。

#### 史料四

当山預書物之事

但下別枝共に

一式百四拾參石 相定候

物成之儀は依年之風儀共給人と相對可有納所候、依如件  
天正十七年十一月二十五日

武藤□□(花押)

高木□□(花押)

別枝山惣中

これは種野山を構成する山の一つ別枝山の天正十七年檢地にかかわる史料であり、宇山孝人氏は「中世以来の年貢量を勘案しながら、領主と有力農民との相對により村高が確定していったもの」とする<sup>15)</sup>。ここにみられる檢地に際して領国支配者を直接村内部にはいらせず両者の折衝で村高を定めているのは、中世以来の惣村の自立性の高さの反映とみてよい。三木山名主百姓中と柏原山名主百姓中は、ともに種野山を構成している山(村)であり、別枝山惣中と同じく村高を給人との相對で決める自立性をもっていたことはまちがいない。三木山・柏原山は山(村)独自の政治的な判断で親蜂須賀氏の側にたつて行動しており、このことからみて種野山は年貢上納や檢断の主体となり、かつ政治的にも自立的に行動できる山(村)とよばれる中世惣村の集合体、その意味で惣村連合としての性格をもつてい

るとみてよいことになる。

さらに、貞光川流域山間部に所在する口山は天正十七年  
検地段階では尾山名・宮内名など合計十六個の名から構成  
されているが、宇山氏はこの検地に際し、口山全体の村高  
は口山を構成する名の名高の総計として計算されており、  
その名高は農民らとの相対で定められていたことをあきら  
かにしている。<sup>66</sup>つまり口山を構成する十六個の名はそれぞ  
れが種野山の別枝山と同じく惣中であり、口山はそれら惣  
村の連合体としての惣村連合になっている。

平安時代末以来の山所領の発展をふまれば、阿波側の  
種野山・祖谷山・山城谷・仁宇山、土佐側の葦生郷・豊永  
郷など四国山地全域が戦国末期には山・谷・郷と名称は異  
なっているが、名を構成要素とした中世的な惣あるいは惣  
村連合が高度な発達をとげている地域になっていたとすべ  
きである。

四国山地という場の特徴として第二にみておく必要のあ  
るのは長宗我部元親とのかかわりである。元親は天正十年  
(一五八二)の中富川の戦いを契機に阿波・讃岐を制圧し、  
十三年の時点では伊予を攻撃中で、ほぼ四国一円を手中に  
していた。元親が四国制覇の拠点としていたのは四国山地

のただなかにある白地城(徳島県三好郡池田町)であった。  
さらに元親軍団の基幹になっているのは一両具足とよばれ  
る兵農未分離の農民的武士であった。<sup>67</sup>

一両具足について、土佐国香美郡槇山郷・葦生郷の場合  
をみておく。木頭山と境を接している槇山郷について、秋  
沢繁氏によるとこの郷は近世においては十四の村から成り  
立っており、おのおのに名本がおかれていた。天正十六年  
の長宗我部地検帳によると、当郷は十三人の給人の給地が  
全体を覆っており、七町から五反までと所領規模の差はあ  
るが、主力は所領一〜三町余の五名であり典型的な一両具  
足である。これら槇山衆の長宗我部氏への服属は元親の父  
国親の代から始まっており、四国統一戦では阿・讃両国を  
転戦していた。さらに、槇山と谷を隔てており、かつ東祖  
谷山とも境を接している葦生谷(葦生郷)について、同地  
検帳によると十二名十二村で構成され、八町〜五反規模の  
各名は一名Ⅱ一扣主(給地ではなく、藩主直轄地)になっ  
ているが、これら扣主Ⅱ名主層も野中氏を寄親とする一両  
具足になっていたとす。<sup>68</sup>

また、西祖谷山と境を接している長岡郡豊永郷について、  
同地検帳を分析した間宮尚子氏は四十四名(村)を①名本

すけをひ殿

く ほ殿

西 殿

が本地登録人である名(村)、②単独の本地登録人により率いられる名、③本地登録人が複数の給人よりなる村に分類し、このうちの③が給人屋敷で構成される村であり、給人の延べ人数は七十五名にのぼるとする。氏は在地小給人の三谷二郎三郎について、給人屋敷一反をもつとともに筏木名の本地登録人(名主)であり、かつ先代の三谷佐渡若狭は元親に仕え、天正初年の讃岐藤目の戦いに参加したという伝承があるところから、二郎三郎(あるいはその親の若狭)に代表される七十名余の在地小給人は一両具足とみなしてよいとする。<sup>(19)</sup>

## 史料五

一、土佐国長宗我部宮内少輔元親、四国分国<sup>(20)</sup>之節、私共六代之曾祖父菅生孫一郎、久保源次郎、西山主殿助三人旗下二加り、土佐、并御當国、伊予、讃岐二而知行給候、右三人之者共へ、元親方御書、西山内蔵進、今以所持仕、写左に仕候

さたまつ口へ被打出候由御心遣不及是非、万若殿請合を以、山分へんこの御機遣尤専用候、連々入魂志るしなるべし、猶自是可申、謹言

このような土佐国側の状況とかわつて、史料五の祖谷山における高取名主家である西山家の由緒書での記述をみておきたい。<sup>(20)</sup> 祖谷山は豊永郷と同じく名を基本に構成されており、かつ香長平野から白地城に至る道筋にある点で豊永郷と同じである。この祖谷山で西山・久保・菅生の諸家が元親のもとで土佐・当国(阿波)・伊予・讃岐で知行をあたえられたとしている。これは祖谷山名主にとつて、元親のもとで先祖が戦っていたことは誇るべき事績として記憶されているということであるが、西山家などの先祖は元親のもとで四国各地を転戦している点で、土佐の槇山・菲生の一両具足と異なるところのない存在とみてよい。また西山家のみならず、同じ祖谷山の高取名主である菅生家・久保家も参加したとなっており、祖谷山豪族の相当数が一両具足として元親軍団に加わっていたと推測される。

なお、祖谷山と同じく土佐と国境を接し、白地城への香

長平野からの通路になつている山城谷における諸家の由緒書・伝承については、池田を拠点にしていた大西氏とのつながりが強調されているものが多い。大西氏は親長宗我部氏と反長宗我部氏とに分裂していくが、それを反映して大西軍の一部として長宗我部氏と戦つたという伝承（漆川城主大西頼光の伝承）、逆に親長宗我部派に属して、土佐軍の先鋒として戦つたという伝承（下名の黒藏之丞の伝承）などが入り交じつている。<sup>21</sup>しかし、天正期の元親の四国制覇の段階では大西氏も全体として長宗我部氏に服属しており、山城谷の豪族も元親のもとで一両具足として行動してゐたとみてよい。

さらに、『阿淡年表秘録』天正十三年項に「兼松惣右衛門蒙仰大粟へ罷超候処、徒党人大勢之上へ土州人加り上山寺名へ出張ヲ構居候故、…」とある。<sup>22</sup>後世に編纂されたものであるが、大粟山・仁宇山など第一段階の反対運動が長宗我部氏と密接にからんでなされていたことが「土州人相加里」という表現になつてあらわれている可能性が高い。元親軍団への一両具足としての参加は土佐と国境を接する祖谷山・山城谷に止まるものではなく、国境からやや離れている第一段階の反対運動が起つてゐる地をふくめ四国

山地内全域でみられたことを反映したものであろう。

阿波側四国山地のこのような動向をみると、一両具足は土佐国内部に限定された存在とはいえなくなる。元親は四国山地全域を軍事力の基盤として重視し、そこで活動する在地豪族をその基盤としている惣村・惣村連合から切りはなすことなく、一両具足として組織しているとみるべきである。

### 第三章 惣村連合としての祖谷山と「堺百姓」の論理

#### ―尾形家由緒書―

そのようななかで四国国分がなされ、白地城をふくめ四国山地の多くの部分が元親から切り離され蜂須賀氏の支配下に入ることになる。その点からいうと、蜂須賀氏入部反対運動については、国分により元親支配下の一両具足として活動することで保証されていた惣村を基盤とする体制が根底から否定される危機に迫られることに対する抵抗という側面からみておく必要がでてくる。これについて、祖谷山の動向を中心に見ていくが、史料面では一宇山と同じ貞光川流域山間部にある美馬郡半平山の『尾形弥七郎家由緒

書』が注目される。<sup>(2)</sup>これは従来取りあげられることの少なかった史料であるが、『南家由緒書』とつきあわせると、国分に対応して祖谷山惣村連合がそれにどう対応すべく動いているかが浮かび上がってくる点で貴重な史料である。

#### 史料六

此者元祖豊後国尾形惟義源平兵乱以後当国へ罷越、末孫尾形弥七郎其子甚兵衛其子彦十郎迄三好織部へ相仕、美馬郡貞光村之内加路うと名、一宇山之内檉地、赤松、鈴目地以上四ヶ所領知仕候所、土佐之乱砌三好家美馬九郎二被討候節、右彦十郎戦死仕候、其子当弥七郎義、蓬庵様御入国以後、祖谷山之義御国へ相随不申二付為御討静、宗心様貞光村迄御発向之所、土佐より加勢御座候而、御難渋二被思召候所、当孫七郎御呼出シ彼山ノ義御尋に付申上候ハ、嶮山二而入口三ヶ所ならてハ無御座、御入込之上ハ右三ヶ所取困イ申趣承知仕旨申上候処、相静申方便如何哉と御意二付、尚又申上候ハ、小野寺和佐与申者私不通者二而御座候、彼者卜兩人一先祖谷山江被遣候へハ、申談罷越相計見可申と言上仕、則和佐被召呼兩人謀計ヲ以相静候様被仰出、旁御相談御請仕、宗心様二ハ脇御城へ御帰城、右弥七郎・和

佐義不取敢祖谷山へ罷越候所、境目忍式百騎斗罷在入込候上ハ跡ヲ仕切討取申躰二取斗り居申候へ共、彼山侍共へ対談仕、諸役御免被仰付候へハ和順可仕旨、然所土佐よりにろうと申峠迄加勢数百人寄せ来候得共、祖谷山裏返り候二付土佐勢引申候、和佐・弥七郎脇御城江罷出右之段言上仕被遂聞召、早速被為逢上聞二候へハ、宗心様御智謀御手柄之旨上意二而、弥七郎義ハ宗心様より御結構被仰付、…(後略)：

内容を整理するとつぎのようになる。

- 1 尾形家の先祖は豊後国から当国に来て、子孫は三好織部に仕え、土佐の乱に際して(元親の阿波侵攻)、尾形彦十郎が討ち死した。
- 2 尾形彦十郎の子弥七郎は蓬庵様入国に際し祖谷山がしたがわず、宗心様(稲田家初代)は貞光村まで発向したものの、土佐よりの加勢で難渋していた。その際弥七郎がよびだされ、祖谷山について御尋ねがあった。
- 3 弥七郎は、祖谷山は險山で入り口三方所以外は入れないので、この三方所を取り囲むべきことを申し上げた所、相静める方策如何との問いがあり、小野寺和佐と兩人で祖

谷山へ遣してもらえれば相計うと言上した。

4 弥七郎と和佐とで相静めるようにとの命令があり、両名は祖谷山に罷りこし、境目に二〇〇騎ばかりをしよばせ、いつでも討ちとれるようにしておいた上で、彼山の侍共と「対談」し諸役御免を仰せつけられれば「和順」する旨をとりつけた。土佐より「にろう」という峠まで加勢が数百人きていたが、祖谷山が「裏返り候」につき引いていった。

2〜4項がいつ起こっているのか年月は記されていないが、2項の内容と史料二一①の「土佐表」への藩主の出陣命令が「貞光・弥（祖谷）谷中」宛てになっているところからみて、半平山を拠点にしている尾形家が天正十三年九月末の出陣命令に応じ蜂須賀側として出陣した際の行動を記述しているものとみてよい。その際、尾形弥七郎は小野寺和佐と兩人で祖谷山に入っているが、この小野寺和佐が『南家由緒書』にあらわれている一字山の南（小野寺）源六であることはまちがいない。

これと関連して、『阿波志』三好郡氏族編に「大西上野介居西井内、子義武称九郎左衛門、祖谷之役奉命絶運輸之道、孫某為里正、…」とある。井内谷は貞光谷とならんで

平野地帯から祖谷山に入る重要な交通路になっており、そこで大西氏が「祖谷之役」において蜂須賀側に立つて動いていることになる。おそらく、上記史料二一①の軍勢催促状と同趣旨の催促状が三好郡にもだされており、大西氏はそれに呼応したものであろう。つまり、入部直後に蜂須賀氏は脇町の稲田氏や池田の牛田氏の指揮下に美馬郡・三好郡の在地豪族の連合軍を作りあげており、尾形・南・大西諸家はその一角を担っているのである。

『尾形家由緒書』2〜4項はそのような状況のなかで祖谷山に入った豪族連合軍の行動を尾形家に引きつけて記述しているものとみなしうる。問題はそれがどこまで事実をのべているかである。検討してみると、まず4項の「彼の山の侍共」について、祖谷山は惣村としての機能をもつ名を単位に構成された惣村連合を形成しており「侍共」は惣村の指導者としての名主クラスの在地豪族を指すとみてまちがいない。注目すべきは「侍共」が一体となって行動していることである。同じ反対運動のなかでも種野山はその内部の三木山・柏原山に蜂須賀側の感状がだされているが、これはそれ以外の種野山を構成する山は長宗我部氏側にたつか中立の立場をとるかしており、種野山が惣村連合とし

て一体化した運動を展開したのではない。山城谷でも、豪族たちが兩派にわかれて抗争しており、個々の名がそれぞれの利害により独自の道を選択している。それらと対比すると、祖谷山の場合惣村連合として一体となつて動いてみるとみてよく、その結束は強固であつた。

さらに同じ4項で、豪族連合軍があえて武力を前面にださずに、折衝による蜂須賀氏帰属への働きかけをしていると記されていることについて、同時点の山城谷との対比でみておく。山城谷に口碑であるがつぎのような伝承が残されている。山城谷相川名主九郎右衛門は大野名主大野左兵衛とは主従関係にあつたが、蜂須賀入部に際しては命にしがたがわず乱民とともに反抗した、そこで大野左兵衛は九郎右衛門を狩りに託して誘殺した、これ以後両家は仇敵の間柄となり、明治維新に至るまで大野家の人々は九郎右衛門宅の近傍を避けて通行したというものである。近藤辰郎氏はこれについて、「蜂須賀氏はこの騒動に対してはつとめて雅量をしめし、従う者は許しあえて残党の検挙を厳にせず多くは不問に附したようである」とし、<sup>(26)</sup> 反対派を最大限取り込んでいくことが藩側の方針であつたとしている。土佐と国境を接している山城谷でのこの紛争が四国分にと

もなうものであることはまちがいないのであり、そのなかで蜂須賀氏は折衝による組織化をめざしているということである。祖谷山にもどる。豪族連合軍が祖谷山惣村連合を武力によって制圧するのではなく、話し合いによる蜂須賀氏側への帰属を模索していたことは祖谷山においても山城谷と同じ方針をとろうとしていることあらわれとみてよい。尾形家が主体となつて折衝したようにえがかれているが、山城谷と同じく藩の方針があり、その方針のもとで動いているのであろう。

そして話し合いの結果祖谷山豪族は「諸役免除」を条件に蜂須賀氏側に組織された。これについて『宝曆本・祖谷山舊記』所収の西山家由緒書に「六代之先祖普生孫一郎、久保源次郎、西山主殿助三人之者共、蓬庵様入国之節、脇町之御城へ、早々被召出、三人之者共、系図之儀被為遊御尋、為 御意、私共持懸之名職拜領被為仰付旨、…」と記されていることに注目したい。<sup>(27)</sup> 西山など三家は蜂須賀氏入部に際して、脇町城に召出され「御意」としてその名主職保持を認められている。脇町城は稲田氏の居城であり、西山家などが蜂須賀氏側への組みこまれを受け入れ、豪族連合軍の指揮にあたっている稲田家を通して藩主の安堵をえ

ているということであろう。これは西山家など三家のみではなく、祖谷山豪族全体として豪族連合軍と折衝をくり返すなかで、蜂須賀氏側へ帰属していったことの一端をしめすとみて不自然ではない。

さらに長宗我部氏が加勢すべく軍勢を「にろう口」を通して送りこもうとしていることについて、『南家由緒書』5項で祖谷山に入った南八蔵らは「祖谷山境目」の山にいる土佐勢と対峙したとあることと対応する。すなわち、豪族連合軍は一面で国境間近に迫っている土佐勢をくいじめつつ、他面で祖谷山内部では惣村連合と平和的な折衝をおこなっているというのが現実であった。そして、祖谷山全域の蜂須賀氏側への組織化が実現したことで、長宗我部氏の軍勢は引き上げるをえなかつたということであろう。

つまり、『尾形家由緒書』2、4項は祖谷山惣村連合と蜂須賀氏の代理としての豪族連合軍および長宗我部氏の三者の動きをほぼ事実に近い形で記述しているとみてよい。以下、この記述を手がかりに四国国分時点の祖谷山をふくめた四国山地の状況をみていくが、まず同時点の中国地方の状況に注目したい。山本浩樹氏は戦国期にあつて大名領国間で両属的な曖昧な中間地帯が存在するケースがあり、

そのような場合大名間の紛争が最終的な決着をみたとき、はじめた大名間の境界が画定され、領域的な広がりをもつた「境目」は解消されるのであり、これが国分であるとし、その例として織田（豊臣）氏・毛利氏の角逐の場であつた備中国南部地域をとりあげる。この地域は地侍層の地縁的結合により秩序が保たれていた地域となつており、天正七年（一五七九）頃からの毛利氏・宇喜多氏の衝突のなかにおいても、地下人一揆という形で相對峙する両陣營のいずれかに加担ということはあつたが、それは争乱のなかで自分たちの安全を確保するために状況をみきわめた上でのことであつた。戦線の膠着状態をむかえるなかでは、両勢力の最前線に位置した「境目」の村々で「半納」が実施され両属性が保持される。しかし天正十二年（一五八四）からの秀吉側と毛利側との間で領域確定交渉が進み、境界が画定されるなかで「半納」の基盤である「境目」が消滅することにより国分（中国国分）が成立したとする。

四国国分にもどる。四国山地については、『大正版・西祖谷山村史』がその第一章「祖谷は往時国郡の何れにも属せず」において「王朝時代までは祖谷全山の阿土に挟まれ、何れの国にも、何れの郡にも何れの郷にも属せざりし



は事実なり」とし、さらに「足利氏の始世に土佐の豊永方面の人は祖谷を紀称して奥豊永といへりと伝へり」とのべ、土佐側からは祖谷山は土佐の一部とみなされていたとする。村史は海部郡をもとりあげ、「海部の如き人文の稍や開けし海岸線にても、天正の頃まで土民は阿波とも土佐とも其部属をわきまえざりし」とし、「人文の開けざる祖谷山中の如きは其地が阿土何れに属せるやを知らずして過し」としている。<sup>②</sup>つまり、中世においては四国山内を走る国境線はその垣根は低かったといえる。それと関連して史料六をみておく。

#### 史料六一①

誠に祖谷山之儀は土州御境目に而、両国之下民日夜応対仕、少しに而も我々勝手宜敷方へ相極申に付、諸事御免被為遊可然旨申上候所、被為聞召届、御檢地之義は其方了簡に任せ下、不相痛御為成り申様に可仕旨被仰付候、

#### 史料六一②<sup>30</sup>

喜多源内ちゅうのはな、魔法使いでな。ほいて魔法使いでからに南八郎、喜多源内というて、南八郎というのは一

宇山でおるもんじゃわな。一宇山でおり、喜多源内が、この祖谷へ来たもんじゃわな。

祖谷というところは、昔から、祖谷というのはどうして祖谷とつけたかというたら、その、土佐から年貢をとりに来たたら、

「ここは阿波じゃ、土佐へ年貢を納める必要はない」

というて、年貢を土佐へ納めざつたんじゃと。阿波から年貢を取りに行くつと、

「ここは土佐じゃ、阿波へ年貢を納めることはない。」

というて、なんぼにも年貢を納めなんだんじゃちゅう。ほんで、どっちへも年貢を納めずに、その、悪いことをしたり、戦争に負けたりいろいろしたら、すぐに祖谷へ逃げこんで祖谷ですまいたもんじゃけに、ほんで、イヤな土地じゃというんで、

「ここはイヤな土地じゃ、イヤな土地じゃ」

というんで、祖谷とつけたもんじゃ。

……

史料六一①は『舊記』の慶長十七年検地にかかわる部分の記述である。ここで喜多安左衛門は祖谷山は土佐との国

境にあり、この地の「下民」は土佐・阿波両国のうち、少しでも都合の良い方につくので、「諸事御免」を方針とするすなわちきびしい年貢取りたてではなく、ゆるやかな取りたてで臨むべきであると藩主に進言しているとしている。慶長年間ないしそれ以前において、祖谷山およびその周辺の四国山地の住民は自分に都合のよい方につくという、国境にまたがる自立的な動きを展開しているというのである。史料六一②は三好郡一帯に広く分布する喜多源内伝承の一つである。喜多源内は近世初頭の人であるが、この伝承はその前史にあたる伝承として語られており、両国の境にあることを利用して他地域からの流入をも受容しながら、土佐からの年貢も阿波からの年貢も拒否して負担の軽減をはかろうとする祖谷山住民の行動が語られており、民話ではあるが六一①の史料を裏付ける内容になっている。四国山地においては、自立性の高い惣村ないし惣村連合が全域にわたって展開していたことはすでにみたが、史料六

でしめされているのは、そのような惣村ないし惣村連合が外部からの流入者をうけいれながら、特定の支配者の支配のもとにない「境目」の地にあることを背景に、「半納」とは異なるが「堺百姓」の論理ともいうべき論理を駆使し

つつ、両国からの課税圧力をまぬがれようと行動している状況がしめされているといえる。

そして四国国分の実施は、四国山地内を走る国境線で土佐と阿波とを分断することになる。しかし、国境線の垣根の低いなかで、阿波に内部した蜂須賀家政は四国山地については平和的な組織化を一面で追求しながらも、長宗我部氏の影響力を軍事力で排除して在地の豪族を圧伏させ、実効支配を確立する方向を前面に押しだしている。一方長宗我部氏も天正十三年に至るまでの間、四国山地全域が元親の軍事基盤となっていたこともあり、この国境線を実質的な国境線とはみなしておらず、四国山地全域を土佐国領域内とみなしていた可能性が高い。とくに奥豊永ともいわれていた土佐とのかかわりの深い祖谷山については、土佐の領域内にふくまれるのは当然とみなしていたようであり、それが祖谷山との境目まで軍勢を送りこむということになってあらわれている。

『尾形家由緒書』2、4項は蜂須賀氏・長宗我部氏および在地の惣村連合の三者のせめぎあい、さらにいうと、四国山地という境目の地を両大名のいずれが支配下におくかをめぐる角逐を浮かびあがらせているが、その点で、天正

十三年秋の四国山地の阿波国側には備中国南部の天正七年以後と基本的に同じ状況があらわれているといえる。すなわち、在地側は長宗我部氏の影響力を背景に容易には蜂須賀氏の支配をうけいれず、それへの抵抗ないしは折衝をくりかえしていくが、そこで志向されていたのは在地豪族層が基盤としている惣村・惣村連合の保持してきている高度な自立性・自主性の保証であった。祖谷山の場合、惣村連合としての結束をみだすことなく、その結束した力を背景に両大名を相手に折衝をくりかえしていく。『尾形家由緒書』2～4項では惣村連合側は「諸役免除」という条件をとりつけて蜂須賀氏へ帰属したとしている。この「諸役免除」の内容は不明であるが、元親のもとで保証されていた豪族層が依拠していた年貢・検断などの地下請を核とした惣村の自治的な側面の確保を意味するのであり、「堺百姓」としての地位の保証を獲得したとみてよい。

一方、長宗我部氏側は祖谷山惣村連合の行動を「裏返し」とみなしている。さきにみたように長宗我部氏は軍勢を国境線まで進めており、史料は残っていないが惣村連合は土佐側とも折衝をくり返していたのではないか。つまり、惣村連合は両大名双方との折衝を展開しており、有利な条件

を蜂須賀氏から取りつけたところで、長宗我部氏を切り捨てていた可能性が高い。それは長宗我部氏側からみれば「裏返し」以外のなものでもなかったということであろう。しかしこれは逆に結束した力を背景に有利な選択をした祖谷山の惣村連合の勝利ともいえる。ここには両大名を天秤にかけての交渉をおこないながら、自分たちにとって有利とみなした方につくという、中世的な惣村連合としての動きが典型的にあらわれているといえる。<sup>11)</sup>

天正十三年秋の四国山地内における蜂須賀氏入部反対運動について、運動としては惣村連合がまとまって動くケースと、惣村連合を構成する名(惣村)単位が独自の判断で動いているケースとが混在している。そのなかで祖谷山のケースは惣村連合が結束して行動する典型をしめしており、蜂須賀氏が周辺の豪族を組織して豪族連合軍を作っているのも、そのような惣村連合の強力さへの対抗のためであった。蜂須賀家の由緒書『蜂須賀家記』では「時仁宇谷・祖谷賊、負險不服」として入部反対運動が仁宇谷と祖谷山の二カ所が中心となって起こっていると述べている。第一段階を仁宇谷に第二段階を祖谷山に代表させているとみてよく、この二カ所が四国山地のなかでもっとも組織的な反対

運動を展開していた地域になつていたことをよくしめしている。<sup>22)</sup>

関連して隣国の讃岐についてみておく。四国国分のなかで讃岐に入部した仙石氏にたいしても入部反対運動が起こつており、『讃岐国大日記』天正十三年項に「香東郡安原山、百姓起一揆、依背秀久之命、刎百余人」と記されている。<sup>23)</sup>この記事にかかわつて『改撰仙石家譜』に「当国（讃岐）の人民、近年來元親か為にかけ悩まされ、しはしは兵革のちまたとなり、馬蹄に田畑を踏荒され、其上賦斂を虐せられしを申立、貢調を欠如する者尠からされは、…郡邑に代官を置き、檢使を副て穿鑿せしむるといへとも、猶未進者多けれハ、…此上は武威を以て邪民を正すへしとて、其張本安原甚太郎といふ者、香東郡安原山に匿れ住めり、…甚太郎を始め首魁十三人、其余の党類百余人を召捕へ、…」<sup>24)</sup>とある。ここでの長宗我部氏に多くとられたので、仙石氏に支払う余裕はないという年貢納入拒否の論理は、阿波での「堺百姓」の論理と同じである。他の関係史料がないので明確ではないが、安原山（現香川郡塩江町にふくまれる）は阿波と国境を接する阿讃山脈内の山間部に位置するところからみて、この論理にもとづく抵抗が、讃岐の山間部を

中心に展開していた可能性が高い。

そしてこの安原山と阿讃山脈を境に接している阿波国美馬郡曾江山・岩倉山では蜂須賀入部反対の行動が起こつており、一宇山の南家はその鎮庄に参加している。両者とも長宗我部氏降伏後に新規に入部した蜂須賀氏・仙石氏への抵抗であることはあきらかであり、ほぼ同時に起こつているとしてよい。両者が呼応した上での動きであつたかどうかは定かではないが、阿土国境の走る四国山地中心部分、吉野川を越えて対岸の阿讃山地という四国山地支脈、すなわち四国山地のほぼ全域で、在地の惣村やそれに依拠する豪族たちが長宗我部氏支配を背景にした「堺百姓」の論理を武器に有利な条件をもとめて新支配者との対立・折衝をくりかえしていたのが四国国分段階の現状であつたとはいよい。

### 第三章 反対運動の終息

つぎの問題は、この反対運動がいつ終息したのかについてである。桑田氏は北六郎三郎が祖谷山の土民を説服し、木屋平の松家長大夫は名西郡上山村の反民を鎮め、山田宗

重が仁宇谷を平定したとし、祖谷山のみが抵抗が継続され六年間におよんだが天正十八年には平静に帰したとのべているが、祖谷山をのぞき終息時期を明記していない。それとの関連で史料七をみておきたい。<sup>35)</sup>

#### 史料七

當國之様子諸式、以一書、阿波守仁、申渡候間、被得其意、不及申候へ共、國衆并今度渡海之御牢人衆、御堪忍候様二御心付肝要二存知候、阿波守若候間、何事茂諸事被引取、御異見憑存候、若又各御才覚二も不被及之儀候ハバ、拙者かたへ可被仰候、恐々謹言

蜂須賀彦右衛門尉

正勝御花押

十一月三日

稲田太郎兵衛尉殿

牛田又右衛門殿

…(中略)…

参人々御中

この正勝書状について宇山氏は入部に際しての阿波の在

地豪族からうけた抵抗は蜂須賀氏に衝撃をあたえており、藩主の父正勝は藩主家政が若いので何事についても配慮してほしいと重臣らに依頼しているのも抵抗の激しさをみた上のことであつたとし、以後進められていく検地についてはこの土豪一揆への対策もあつて慎重な対応がなされているとする。<sup>36)</sup>一方、『神山町史』は「阿波の地侍と四国平定の際に渡海した牢人たちへの扱いに注意すること、そして若い家政を補佐することを重臣たちに依頼したとしている。<sup>37)</sup>

この「國衆并今度渡海之御牢人衆」についてであるが、「御牢人衆」については「御」という敬称が付けられていることからみて、正勝が四国平定に際し四国に送りこんだ牢人を指すとみるのは無理である。牢人には牢籠の人すなわち領地・地位をうしなつて落魄している人の意味があるので、阿波・讃岐を失い土佐にとじこめられた長宗我部元親を指すとみるべきである。書状のだされる直前の天正十三年十月に元親は秀吉に拝謁しており「今度渡海」と矛盾しないし、敬称が付けられていることも当然ということになる。一方「國衆」については、『神山町史』は阿波の地侍一般を指すとし、宇山氏は蜂須賀入部反対運動を展開した四国山地の在地豪族とみている。これについて備中南部のケー

入をみておく。天正十二年から秀吉側の蜂須賀正勝・黒田孝高などと、毛利側の安国寺惠瓊により領土確定交渉が進んでいるが、天正十二年十一月の正勝・孝高らの惠瓊宛書状によると、毛利側が「半納」という両属性をそのままにし、未解決の領土問題をのこしたままで暫定的和平を実現しようとする姿勢をとるのに対して、秀吉側は新しい境界線以東の毛利方諸城の引き渡しを優先させ、「半納」の解消を優先させる姿勢をとっているとい<sup>10</sup>う。

ここで正勝が毛利との交渉にあたっていることに注意したい。正勝は惣村（連合）がその地域独自の秩序を保つていこうとする動きを否定し、大名権力のもとに全面的に組みこむ方針の実行者としてあらわれている。しかし、現実処理にあたっている正勝は「境目」の地における境界線の設定ということが、対毛利氏・対在地の惣村という複雑な関係のなかで、容易ではないことを実感しており、それだけに家政のとつている軍事力に重点をおいた境界線の設定という方向に一種のあやうさがあるとみたのではないか。正勝が重臣たちに求めているのは、国境地帯における在地豪族やさらにはその背後にいる長宗我部氏への対応の慎重さであろう。その点でいうと、この「国衆」は宇山氏の指

摘のように四国山地で蜂須賀氏入部に抵抗していた豪族ととらえた方が妥当である。ただ、正勝も八月以来進められてきている国分が大筋においては軌道にのつていることは認めているのであり、重臣らがそれにそそいだ努力に謝意を表しているのとみてよい。その意味でこの書状は四国山地の豪族ないし惣村に対する長宗我部氏の影響力を断ちきり蜂須賀氏のもとへの組織化に成功したとする、反対運動終息宣言になつていたのである。

研究史では入部反対の動きは天正十三年中に鎮静化するが、祖谷山のみは終息するのは十八年になつてからとする。桑田氏の場合は『舊記』に天正十八年十二月に北六郎三郎が定使となつてことをもつて一揆が終息したとみなしているが、六郎三郎の定使任命は天正検地とのかかわりでなされてお入り部反対行動とは直接の関係はない。とくにみておく必要のあるのは、入部反対行動第二段階の焦点は祖谷山にあり、祖谷山での事態の沈静化をぬきに阿波全土での入部反対行動の沈静化はいえないことである。その点でこの書状がだされていること自体が第二段階の反対運動が祖谷山をふくめて十一月には沈静化していたことをしめしている<sup>11</sup>とみるべきである。

## まとめ

以上、『舊記』からはなれ、南・尾形両家のものを中心とした由緒書・系図を素材に、蜂須賀入部反対運動について検討してきた。天正十三年八月から九月にかけて、仁宇山・大栗山・種野山という那賀郡・名西郡・麻殖郡の山間部で入部反対運動が起こっており、引き続き九月から十月にかけて祖谷山を中心とする阿土国境地帯で、土佐との国境紛争をからめた入部反対の動きが顕在化する。中世の四国山地は惣村・惣村連合が広範囲に展開しており、かつ戦国末期においては元親支配下の一両具足として惣村の指導者たちが活動していた地域であるが、反対運動は四国国分の一環として入部してきた蜂須賀氏に対して、惣村およびその指導層である在地豪族の自立性保持を求めて抵抗・折衝するという形で展開する。とくに九〜十月段階の焦点になっているのは祖谷山を中心とした国境線近くの地域であり、国境線の垣根の低さもあって両大名のいずれがこの地域を実効支配するかで国境紛争という形をとった対立が顕在化する。そのなかで蜂須賀氏は周辺の豪族を組織した豪族連合軍を送りこみ、武力抑圧ではなく諸役免除という

利益で祖谷山豪族を蜂須賀側に組織することをさぐり、一方惣村連合は両大名を相手に「堺百姓」の論理を駆使して折衝をかさねながら有利な条件を引きだして蜂須賀氏への帰属を選択する。一方祖谷山豪族の組織化に失敗した長宗我部氏は手をひかざるをえなくなる。そして八月の入部以後なされてきた反対運動も、藩主の父正勝の書状がだされた十一月には沈静化しているとみてよい。

以上のことと研究史では定説となっている桑田氏の論とを対比させてみると、四国国分という四国地域全体の動きのなかに位置づけられる反対運動という視点が欠落していたため、この運動が長宗我部氏の動向と深くかわり、とくに第二段階は長宗我部氏と蜂須賀氏のこの地域への実効支配をめぐる争い（国境紛争）がからんで進行していることを把握できていない。また反対運動の舞台となっている地域が惣村が高度に発達している地域であることをみても、反対運動の基盤となっている惣村・惣村連合の動向を欠落させてしまっている。さらに、桑田氏をふくめほとんどの研究が依拠している『舊記』について、祖谷山惣村連合の活動、さらには両大名の祖谷山をめぐる角逐についてはふれないまま、一宇山南家の一員である北六郎三郎・

安左衛門が蜂須賀氏入部に抵抗する祖谷山豪族を武力で鎮  
圧し、以後祖谷山を専制的に支配していくとしている。し  
かし六郎三郎らは南家の一員として祖谷山に送りこまれた  
豪族連合軍に加わっていた可能性は高いが、それ以上の存  
在ではなく、祖谷山豪族を武力鎮圧する中心的な地位にい  
たとは考えられない。なにより、『尾形家由緒書』であき  
らかなように、祖谷山では平和的な折衝がなされ、そのな  
かで蜂須賀氏帰属がきまっていたことに留意したい。こ  
の時点で武力鎮圧はなかつたのである。つまり、『舊記』  
の記述は蜂須賀氏入部直後の祖谷山の現実とはかけはなれ  
たものになっており、『舊記』に依存した天正期祖谷山お  
よび周辺の四国山地についての従来の研究は全面的な見直  
しを必要とする。

### 【注】

- (1) 私家版 一九三〇年。
- (2) 一一〜二七頁に収められている。
- (3) 全文は『大正三年物産陳列場版・阿波藩民政資料』（復刻版）の一一〇七〜三九頁に掲載されている。この書は中・近世の祖谷山をみる上で重要な史料として従来利用されて

きた。

- (4) 四国国分については、藤田達生「豊臣期国分に関する一考察―四国国分を中心に―」（『日本史研究』三四二号、一九九一年）を参照。
- (5) 阿波における山所領については、福家清司「阿波国中世所領研究ノート」（『四国中世史研究』創刊号、一九九〇年）を参照。
- (6) この由緒書には異なった二つの系列が存在する。一つは『阿波国統徴古雑抄』2（中）に「家系・南八藏家系申立」として収められている（徳島県立文書館所蔵マイクロフィルムによつた。未公刊）。作成年月は記されていないが、文中に宝暦十一年（一七六一）の事柄が記されており、それ以後の作成である。もう一つは「一字村史」（一九七二年）に「一字村陸居住の南正二郎藏・南家由緒書」として記載されている（同村史五二四頁）。やはり年月記載はないが文化五年（一八〇八）八月の記述があり、それ以降のものである。両者の天正年間段階までの記述は同一である。なお、史料一は村史からの引用である。
- (7) 『阿波国統徴古雑抄』所収の「南家由緒書」の末尾に「御証文並御書其外御状事」として、中世文書をふくむ一五通が書きあげられており三通はそのなかにふくまれている。ただし、『一字村史』にはこの関連文書は掲載されていない。
- (8) 『物産陳列場版・阿波藩民政資料』三五頁に海部郡近藤金六氏蔵となつているが、森甚一郎「木頭村の古文書」（徳



島県立図書館編『総合学術調査報告・木頭』一九七〇年）によると、海部郡（現那賀郡）木頭村近藤家に所蔵されている。

(9) 那賀郡木頭村刊行『木頭村誌』八頁 一九六一年。

(10) 歴史と民俗の面からみた阿波と土佐とを結ぶ峠については、山崎清憲氏『土佐の峠風土記』一九九一年が参考になる。峠についてはいづれもこの著によった。

(11) 近藤辰郎氏著『山城谷村史』二〇二頁上 一九六〇年。

(12) 三名土ともいい、藩政期には御境目御押御用を仰付けられている。『三名村史』（田村正著 一九六八年）第二編第六章三名土項参照。

(13) 注11『山城谷村史』二〇三頁。

(14) 注11『山城谷村史』三三七～三八頁より引用。

(15) 同氏「表高成立過程に関する一考察―阿波蜂須賀氏の天正・慶長検地帳を素材にして―」鳴門史学六集 二四頁 一九九二年。

(16) 宇山氏注15論文二四頁。

(17) 山本大氏「四国の蓋―長曾我部元親の四国制覇―」『図説・高知県の歴史』一九九一年。

(18) 同氏「土佐の山村―大忍庄槇山を中心として―」網野・石井編『中世の風景を読む6・内海を躍動する海の民』一九九五年、八一～三頁および八五頁。

(19) 同氏「近世土佐の山村」山本大編『高知の研究』三一 一九八三年。

(20) これは『宝暦本・祖谷山舊記』における西山家の項の記述である。この書は宝暦九年（一七五九）年に作成されており、祖谷山高取名主八家の由緒書集成ともいうべきものになっている。詳しくは、拙稿「近世阿波国学の潮流―樞邸前史―」『史窓』三五号 二〇〇五年。

(21) 『三名村史』第二編第五章大西氏項参照。

(22) 嘉永四年（一八五二）に編纂された徳島藩の正史。編者は中山茂順。『徳島県史史料1』に活字化されている。

(23) 猪井達雄編『稲田家御家中筋日書』（三）三三三頁 千六十八 尾形弥七郎項所収。

(24) 『南家田緒書』本文では尾形家との共同行動にはふれていない。ただ、その付属史料である上掲史料二②の稲田氏から南源六に宛てられた書状に、「其口より御人数被遣候はん条、随分才覚候へ、尚々意に少々談合申儀候間、此者参着次第父子ながら御下地何事も面にて可申入候、…」とある。南・尾形両家が祖谷山に入るに際し、南家としても工夫することもあろうし打ち合わせすることもあろうから、此者（尾形弥七郎）が到着次第南源六・八蔵親子は面談するように稲田が指示している、ととりうる。つまり、本文では直接にはふれられていないが、付属文書にこの共同行動がえがかれていることになる。

(25) 『阿波志』全二巻。佐野山陰（之憲）が編纂した藩撰地誌。文化二年（一八一五）年成立。徳島県立図書館蔵呉郷文庫本による。

(26) 注11『山城谷村史』二〇三頁。

(27) 注20『宝曆本・祖谷山舊記』西山家項。

(28) 同氏「戦国大名領国「境目」地域における合戦と民衆」『年報・中世史研究』第一九号、一九九四年。

(29) 村史九四〜八頁。なお、『大正版・西祖谷山村史』の著者は喜多家の直系である喜多源内である。

(30) 「喜多源内の話・話者 川崎 下西芳蔵」池田町昔話・伝説資料集編集委員会編『阿波池田の昔話と伝説資料集』三一九頁。

(31) 中世後期の惣村に結集した農村たちは自分たちの生き残りをかけて、積極的に戦う領主のいづれかに加担することは一般的にみられることであり、それだけに戦況のいかんでは寝返ることは当然のこととみなされていたが（神田千里氏『土一揆の時代』一七〇頁）、天正期の両大名にはさまれた祖谷山で起こっていることはこれと同じであり、祖谷山惣村連合は自らにとつて有利と判断をした選択をしたものである。

(32) なお四国国分について、藤木氏は豊臣政権下における国分は戦国期の国分とは峻別され、戦国大名の交戦権を否定する惣無事令が貫徹しており、裁定の実現に当たっては従事者の自力を排して職権的な強制執行の態勢をとることに特質があるとされ、四国国分はその嚆矢と位置づけている。これについて藤田達生氏は注4論文で「当事者として力関係で決定し相手方を従属させる武力征服の色彩が濃かった

とすべきである」として、藤木説に疑問をなげかけている。阿波と土佐との国境線をめぐる動向をみる限り、藤田氏の論は正当であると考えるが、今後中国地方の動向との対比をさらに深めることで、実態がより明確になるのではないか。

(33) 『香川叢書』二 所収。

(34) 『大日本史料』第十一之十八 五四頁。

(35) 『阿波国・微古雜抄』四七五頁。

(36) 同氏「蜂須賀氏の阿波入部直後の検地と年貢徴収」『史窓』二二号四八頁 一九九一年。

(37) 神山町史編集委員会『神山町史』上巻 二〇〇五年 三六八頁。

(38) 注28山本論文八六頁参照。

(39) 本稿は科学研究費基盤研究C「幕藩制下阿波における中世山村像の変遷」（代表丸山）の中間報告である。